（表）

様式第１号（第６条関係）

戸別受信機貸与申請書

養老町長　様

　養老町防災行政無線戸別受信機貸与規程第６条第１項の規定により、次のとおり防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与を申請します。また、戸別受信機の管理等については、同規程及び裏面の事項を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日 | 年　　月　　日 |
| 申請者住所 | 〒　　　－　　　　　　　　 |
| 申請者氏名(世帯主) | カナ： | 生年月日 | 年　　月　　日 |
|  |
| 連絡先（電話番号） |  |
| 世帯区分（該当する区分に〇を付けてください） | 世帯区分 | 負担金額 |
|  | １人世帯で、かつ、65歳以上の者 | 5,000円 |
|  | １人世帯で、かつ、要介護認定１から５までのいずれかに該当する者 |
|  | １人世帯で、かつ、身体障害者手帳を所持する者 |
|  | 世帯員が75歳以上のみの世帯 |
|  | 上記以外の世帯 | 10,000円 |
| 備　　　考 |  |

※裏面の確認事項にチェックをしてください。

（裏）

戸別受信機貸与に係る確認事項

□１　申請に関する決定にあたり、養老町が行う申請者の住所その他必要事項の調査について承諾する。

□２　戸別受信機の設置場所は、住民基本台帳上の住所とする。

□３　申請者は、戸別受信機を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。この場合において、戸別受信機の使用に係る電気料金及び電池代は、申請者が負担する。

□４　戸別受信機の取付け及び保守点検に要する経費は、町が負担する。

□５　申請者は、戸別受信機の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　戸別受信機を分解、改造又は処分しないこと。

(2)　戸別受信機を第三者に譲渡、転貸又は担保に供しないこと。

□６　申請者は、申請書の記載内容に変更があったときは、戸別受信機貸与変更届（様式第３号）を速やかに町長に提出しなければならない。

□７　申請者は、転出その他の理由により戸別受信機の使用をしなくなったときは、直ちに戸別受信機返却届（様式第４号）を提出し、戸別受信機を返却しなければならない。

□８　申請者は、故意又は重大な過失により戸別受信機を破損若しくは亡失したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

【事務処理欄】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付日 | 受付者 | 地区名 | 世帯確認 | 備考 |
|  |  |  |  |  |